

商標権の更新

●商標権は設定登録の日から10年をもって終了しますが、商標権者が“更新登録申請” 手続を行うことで、権利の更新（権利維持がさらに10年しかも何度でも）ができます。（商標法第19条第2項）

●“更新登録申請”のできる**期間**は、存続期間**満了の6ヶ月前から満了の日**までの間です。（商標法第20条第2項）

更新登録申請期間開始日にご注意ください！

<例>

×年**12月26日**が存続期間満了日の場合、更新登録申請期間は



×年**6月27日～12月26日**となります。**開始日**にご注意願います。

6月26日に申請されますと、期間外となってしまう受理できませんのでご注意ください。

★存続期間満了日は特許情報プラットフォーム (J-PlatPat) で確認できます。★

●存続期間の満了するというお知らせを特許庁からはいたしませんので、ご自身で存続期間の管理をお願いいたします。

●更新登録申請と同時に更新登録料の納付が必要となります。

●更新登録申請を書面（紙）手続で行う場合は電子化手数料が別途必要となります。

●満了日までに更新登録申請ができなかった場合は、満了日の翌日から6ヶ月以内に限り、納付すべき更新登録料に加え、同額の割増登録料を納付することにより権利を更新することができます。

特許庁審査業務部審査業務課登録室(商標設定担当)
03-3581-1101 内線2712、2713